

○ 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(各資産の範囲)</p> <p>第十二条 財務諸表等規則第十五条から<u>第十六条の二</u>まで、<u>第二十二</u>条、<u>第二十七条</u>、<u>第三十一条</u>から<u>第三十一条の四</u>まで及び<u>第三十六</u>条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五条から<u>第十六条の二</u>までの規定中「<u>一年内</u>」とあるのは「<u>中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日</u>」と、財務諸表等規則第二十二号第八号及び第二十七号第十二号中「<u>財務諸表提出会社</u>」とあるのは「<u>中間財務諸表提出会社</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(各負債の範囲)</p> <p>第二十七号 財務諸表等規則第四十七号から<u>第四十八条の三</u>まで及び<u>第五十一条</u>から<u>第五十一条の四</u>までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第<u>四十七号</u>、<u>第四十八条の二</u>及び<u>第四十八条の三</u>の規定中「<u>一年内</u>」とあるのは、「<u>中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(各資産の範囲)</p> <p>第十二条 財務諸表等規則第十五条から<u>第十六条の三</u>まで、<u>第二十二</u>条、<u>第二十七条</u>、<u>第三十一条</u>から<u>第三十一条の五</u>まで及び<u>第三十六</u>条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五条から<u>第十六条の三</u>までの規定中「<u>一年内</u>」とあるのは「<u>中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日</u>」と、財務諸表等規則第二十二号第八号及び第二十七号第十二号中「<u>財務諸表提出会社</u>」とあるのは「<u>中間財務諸表提出会社</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(各負債の範囲)</p> <p>第二十七号 財務諸表等規則第四十七号から<u>第四十八条の四</u>まで及び<u>第五十一条</u>から<u>第五十一条の五</u>までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第<u>四十七号</u>及び<u>第四十八条の二</u>から<u>第四十八条の四</u>までの規定中「<u>一年以内</u>」とあるのは、「<u>中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日</u>」と読み替えるものとする。</p>